

別表1

認 定 基 準
<p>1 次の項目のうち3つ以上の項目に該当していること。</p> <p>(1) 労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しており、40歳以上の常勤従業員の健康診断の結果について、特定健診・特定保健指導法定報告に必要な項目を医療保険者へ提供していること</p> <p>(2) 厚生労働省が推奨する5種類のがん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診）（注1）のうち、3種類以上の検診について、常勤従業員の受診率（注2）が50%以上であること</p> <p>(3) 健康づくりに関する取り組みが継続して実施され、次のいずれかの事項において成果を挙げていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに関する取り組みが組織的に行われ、運営が円滑に営まれていること ・健康づくりに関する普及啓発活動が積極的かつ定期的であること <p>※健康づくりの取り組み事例</p> <p>ウォーキング、健康体操、体力測定、健康相談、研修・講習などの集合教育、職場内のスポーツ競技・大会の実施、心の健康に対する対策（メンタルヘルスケア）、歯科保健対策、専門スタッフ（産業医、衛生管理者など）が中核となった健康対策、健康づくり機器の整備など</p> <p>(4) 健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の必要な措置（建物内禁煙又は完全分煙）を講じていること</p> <p>2 過去5年間に重大悪質な事案により法令に違反し処分等を受けたことがないこと。</p>

(注1) がん検診とは以下の検診内容による検診をいう。

胃がん検診 胃部エックス線検査

肺がん検診 胸部エックス線検査

大腸がん検診 便潜血検査

子宮頸がん検診 子宮頸部細胞診、視診、内診

乳がん検診 マンモグラフィ（乳房エックス線検査）、視触診

(注2) がん検診の受診率は次の算定方法によるものとする。

胃がん、肺がん、大腸がん検診

申請年度の前年度の受診者数（40歳以上の常勤従業員）

／40歳以上の常勤従業員数

子宮頸がん検診

申請年度の前年度の受診者数＋前々年度の受診者数－2年連続の受診者数（20歳以上の女性常勤従業員）

／20歳以上の女性常勤従業員数

乳がん

申請年度の前年度の受診者数＋前々年度の受診者数－2年連続の受診者数（40歳以上の女性常勤従業員）

／40歳以上の女性常勤従業員数

※受診者数には市町村のがん検診や人間ドック等の受診者数を含む